



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043
宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017
<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

Vol.155
2月号

賀詞交歓会を開催

1月23日(木)、宇都宮東武ホテルグランデにおいて賀詞交歓会が開催され、会員、栃木県及び宇都宮市の関係職員、議会議員、関係団体の代表者など116名(会員90名、来賓26名)が集い、新年の門出を祝いつつ親睦を図りました。

冒頭、山口副会長が御臨席の皆様への御礼とともに再資源化事業等高度化法の施行やカーボンニュートラルの実現に向けた取り組みなどについて会長の挨拶を代読しました。次いで、福田知事、佐藤市長、産業・資源循環議員連盟副会長の佐藤議員、国土交通副大臣の高橋議員、環境大臣政務官の五十嵐議員、中島県議会副議長、馬上宇都宮市議会議長、協会顧問を代表して三森顧問から祝辞を頂戴しました。その後、県議会農林環境委員会の平池委員長の御発声で乾杯を行い、祝宴へと移りました。会場は、名刺を交換する光景や談笑している姿が会場のあちらこちらでみられ、会員同士の情報交換や交流を深めるなど、和やかな雰囲気の中盛会裏に終了しました。



【挨拶する山口副会長】



【福田知事】



【佐藤宇都宮市長】



【平池農林環境委員長 乾杯の音頭】



【会場風景】



【会場風景】

第 78 回理事会を開催

1 月 23 日 (木)、宇都宮東武ホテルグランデにおいて第 78 回理事会が開催され、理事・監事 15 名が出席し、諸議題を審議しました。その概要は次のとおりです。

【決議・協議事項】

1. 令和 7 年度各種表彰の推薦

各種表彰の推薦候補者が決定しました。また、栃木県産業資源循環協会長表彰の優良従事者等表彰は、会員から候補者の推薦書を提出していただき、3 月に開催する第 79 回理事会において協議することとなりました。

2. 連合会マニフェストの価格改定

昨今の原材料費・印刷費等の高騰により、令和 7 年 4 月 1 日から全国産業資源循環連合会発行の産業廃棄物マニフェストの価格を 3,300 円 (税込) に改定することとなりました。なお、建設六団体副産物対策協議会発行の建設系マニフェスト及び電子マニフェスト送り状の価格については、変更ございません。

3. 新規加入会員

正会員 1 社 (P・S・C リサイクル株式会社) が承認されました。

【報告事項】

1. 賀詞交歓会の開催

1 月 23 日、宇都宮東武ホテルグランデにおいて開催する概要について報告しました。

2. トップセミナーの開催結果

12 月 3 日、宇都宮市の栃木県総合文化センターにおいて開催した概要等について報告しました。

3. 会員の異動

代表者変更及び住所変更した会員があり、1 月 14 日現在の正会員は 199 社、賛助会員は 22 社、合計 221 社であることを報告しました。

4. 今後の日程

主な今後の行事予定について報告しました。

5. 協会青年部 活動報告

直近の活動内容及び今後の予定について報告しました。

－組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところではありますが、令和 7 年 2 月 1 日現在、正会員 199 社・賛助会員 22 社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

－青年部に入会しませんか－

青年部は、公益社団法人栃木県産業資源循環協会の組織の一員として、協会が実施する事業への参加・協力及び全国産業資源循環連合会青年部協議会等の事業に参加するなど、部員の人材育成に積極的に取り組んでいます。令和 7 年 2 月 1 日現在、28 名の部員がおりますが、より多くの方に入会いただき、部員の資質向上と連携強化を図ることにより、貴社におかれましても発展の一助になると考えております。

是非、御入会頂きますようお願いいたします。TEL028-612-8016

新規加入会員紹介【正会員 1 社】

●P・S・C リサイクル株式会社 代表取締役 山澤 明子

小山市大字犬塚 54 番地 2

TEL 0285-37-7920 FAX 0285-37-7921 <https://www.pscr.jp>

*①収集運搬業（積替えを除く） 栃木県：令和 2 年 4 月 1 日

燃え殻・汚泥（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む）・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む）・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・ゴムくず・金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む）・銧さい・がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）・ばいじん

*②積替えできるもの

汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む（廃蛍光灯、廃乾電池に限る））・廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む（蛍光灯）に限る）・金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む（廃蛍光灯、廃乾電池）に限る）

*中間処理業 栃木県：令和 4 年 4 月 23 日

燃え殻・汚泥（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む）・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む）・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・ゴムくず・金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む）・銧さい・がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）・ばいじん

*中間処理業（破碎、圧縮、減容、破碎・剥離） 栃木県：令和 4 年 4 月 28 日

①破碎に係るもの

廃プラ・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器・がれき類

②圧縮に係るもの

廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器

③減容に係るもの

廃プラスチック類

④選別に係るもの

廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器・がれき類

⑤破碎・剥離に係るもの

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器（廃石膏ボードに限る）

*特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替えを除く） 栃木県：平成 30 年 10 月 31 日

感染性廃棄物・廃石綿・銧さい・廃油・廃酸・廃アルカリ・汚泥・燃え殻・ばいじん

2025（令和 7）年度 許可等講習会の開催日程の公表日等について

1. 開催日程公表

令和 7 年 3 月 11 日（火）9：00

* 4 月～5 月分の日程の先行公表は行いません。

2. 受付開始

処理業の許可講習会（新規、更新）：令和 7 年 3 月 25 日（火）9：00

特別管理産業廃棄物管理責任者：令和 7 年 3 月 26 日（水）9：00

* 申込方法は、日本産業廃棄物処理振興センターのホームページから Web 申込のみです。

■実施機関：公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

<https://www.jwnet.or.jp> TEL03-5275-7115

産業廃棄物マニフェスト 価格改定のお知らせ

昨今の原材料費・印刷費等の高騰により、令和7年4月1日から公益社団法人全国産業資源循環連合会発行の**産業廃棄物マニフェストの価格を改定**いたします。皆様にはご負担をおかけしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、建設六団体副産物対策協議会発行の**建設系廃棄物マニフェストおよび電子マニフェスト送り状の価格については変更ございません。**

価格改定内容

産業廃棄物マニフェスト (全国産業資源循環連合会発行)		部数	現行価格 (税込)	改定後価格 (税込)
直行用	単票（手書き用）	100部	3,000円	3,300円
	連続票（ドットプリンタ用）	500部	15,000円	16,500円
積替用	単票（手書き用）	100部	3,000円	3,300円
	連続票（ドットプリンタ用）	500部	15,000円	16,500円
電子マニフェスト産業廃棄物送り状		100部	1,100円	1,100円

建設系廃棄物マニフェスト（変更なし） (建設六団体副産物対策協議会発行)		部数	現行価格 (税込)	改定後価格 (税込)
単票（手書き用）		100部	2,500円	2,500円
連続票（ドットプリンタ用）		500部	12,500円	12,500円

公益社団法人栃木県産業資源循環協会

〒320-0043 宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館3階

TEL 028-612-8016 FAX 028-612-8017

<https://www.tochigi-sanpai.or.jp> E-mail: info@tochigi-sanpai.or.jp



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column
—— コラム ——

○プラスチック条約の交渉状況

2022年から2024年にかかえて、「プラスチック汚染を終わらせる：法的拘束力のある国際文書（条約）」の政府間交渉が行われてきました。

最終回として予定されていた、第5回の交渉委員会は2024年12月1日に終了しましたが、国家間の隔たりが大きく、合意に至りませんでした。今後、再交渉が開始する予定です。しかし、総量削減、既に環境中にあるプラスチックの回収・リサイクルなどについての合意するのは困難な状況かもしれません。

https://www.env.go.jp/press/press_04058.html

<https://www.env.go.jp/water/inc.html>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和7年1月27日掲載）

○水道水 PFOS/PFAS 検査結果

2024年11月、環境省は全国の水道事業等で供給される水に含まれるPFOS及びPFAS調査結果を公表しました。

この結果では、我が国の水道の給水人口に対し、暫定目標値以下の水質の水道水が確認されている給水人口の割合は98.2%だったとのこと。水道事業は主に都道府県・市町村によって運営されています。水道水の安全は大切ですが、その事業の安定的な運営も重要です。美味しいくて安全な水が確保されている状況は、有難いことです。

https://www.env.go.jp/press/press_04025.html

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和7年1月20日掲載）

○太陽光発電設備のリサイクル制度のあり方について：パブリックコメント募集

2024年12月18日、環境省は太陽光発電設備の新しいリサイクルシステム構築にむけて、パブリックコメント募集を開始しました。

2030年以降、太陽光発電設備の廃棄量は急増すると予想されています。この廃棄物の適切なリデュース、リユース、リサイクルを進めるために、責任の明確化、処理費用の確保、適切なリサイクル施設の整備と情報管理が重要です。今回のガイドラインでは、太陽光パネルの製造者等は、太陽光パネルを上市する時点等に再資源化費用を第三者機関へ納付するべきであるとしています。また、第三者機関による集約的な管理体制を構築し、効率的で適正な再資源化を実施することが提案されています。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195240092&Mode=0>

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000284295>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和7年1月6日掲載）

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



今回の宿題は、みなさん大好き「マニフェスト」。(ˆoˆ)
では、確認していきましょう。

宿題Q、次のうち、産業廃棄物管理票（いわゆる「紙マニフェスト」）の交付、回付、送付等について誤っているものはどれか。

- (1) 事業者は産業廃棄物の引き渡しと同時に収集運搬を受託した者に管理票を交付しなければならない。
- (2) 収集運搬業者は産業廃棄物の運搬を受託していないときは、管理票を交付してはならない。
- (3) 運搬受託者は、運搬を終了した日から10日以内に、管理票交付者に管理票の写しを送付しなければならない。
- (4) 処分受託者は運搬受託者から管理票を回付された場合は、運搬にかかる管理票の写しを3日以内に、処分にかかる管理票の写しの写しは処分が終了した後10日以内に、管理票交付者に送付しなければならない。
- (5) 処分受託者は運搬受託者から管理票を回付された場合は、処分にかかる管理票の写しを処分が終了した10日以内に、運搬受託者に送付しなければならない。

【解説】

(2) については法第12条の4の規定により「虚偽の交付」に該当する。

なお、言葉の使い方であるが、「交付」とは産業廃棄物を排出する「者」が「そのマニフェスト」について最初に記載して、次の「者（多くの場合は収集運搬業者）」に「マニフェストを渡す」行為である。したがって通常、「収集運搬業者は（収集運搬業者としての立場としては）産業廃棄物を排出することは無い」ことから、「収集運搬業者はマニフェストを交付してはならない」としている。

収集運搬業者が、交付されたマニフェストを中間処分・最終処分業者に「渡す」行為は「回付」と呼ばれる。

さらに、最終処分業者が排出事業者「に」渡す行為は、「送付」と呼ばれる。

また、真のマニフェスト（「原票」）はいわゆる「C票」と呼ばれているもので、その他のA票、B票、D票等は「写し」となる。

処分受託者が運搬受託者に送付する手続きについては(5)が正しく、(4)の「運搬にかかる管理票の写しを3日以内に管理票交付者に送付しなければならない」という規定はない。

正解(4)

最近は電子マニフェストも普及してきてまして、電子しか使ったことが無い、という人もいらっしゃるかもしれません。電子は入力猶予期間が3日間なんですよね。紙は10日、電子は3日なのでちょっと迷った方もいるかもしれませんね。

では、マニフェストからもう一問。

～廃棄物処理問題～

Q、産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、産業廃棄物に係る管理票の交付の日から 90 日（特別管理産業廃棄物は 60 日）以内に写しが送付されないとき及び 180 日以内に最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しが送付されない場合の措置として、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 委託した産業廃棄物の処理の状況を把握しなければならない。
- (2) 委託した産業廃棄物が放置されている場合は、委託契約を解除して、他の処理業者に委託する措置がありえる。
- (3) 措置の内容を都道府県知事に報告しなければならない。
- (4) 産業廃棄物を委託した時点で、処理業者が処理責任を負うことになるので、管理票の送付を待って措置を講ずればよい。
- (5) 委託した産業廃棄物の処理の状況の把握は、他社からの産業廃棄物が混在し、確認が困難であったとしても、状況の把握の措置はとらなくてはならない。

【解説】

産業廃棄物管理票、いわゆるマニフェスト制度は、事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、受託者である処理業者に対してマニフェストを交付し、処理終了後に受託者から処理が終了した旨のマニフェストの写しを受けることにより、委託内容のとおり適正に産業廃棄物が処理されたことを確認する制度で、法第 12 条の 3 に規定されている。

また、法第 12 条の 3 第 8 項には、「管理票交付者は、環境省令で定める期間内に、管理票の写しの送付を受けないとき、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しもしくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない」と規定されている。

「環境省令で定める期間内」とは、省令第 8 条の 28 に「産業廃棄物については 90 日、特別管理産業廃棄物については 60 日、最終処分が終了した旨の E 票は 180 日」とある。

また、「環境省令で定めるところ」とは、省令第 8 条の 29 に「生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、上記の期間内を経過した日から 30 日以内に様式第 4 号による報告書を都道府県知事に提出するものとする」とされている。

この措置については、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成 23 年 3 月 17 日環産第 110317001 号環境省通知）に設問の（1）から（3）について通知されている。また、事業者は法第 12 条第 5 項により、最終処分が終了までの一連の注意義務を負っているので、委託により、処理責任が処理業者に転じるものではない。

正解（4）

マニフェストの規定は細かすぎて、厳密には対応しにくい内容もあり、そのためいくつかの運用通知も出されています。その一つが「解説」にも登場する平成 23 年 3 月 17 日の通知です。実務に携わっている方は是非ご一読の程。

では、今回の宿題もマニフェストから。



宿題 Q

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の法定記載事項として具体的に列挙されていない事項は次のうちどれか（自主的、任意様式で記載している事項は除く）。

- (1) 管理票の交付年月日
- (2) 管理票の交付番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所
- (5) 処理料金

ワンポイント 安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



化学物質管理強調月間が創設されました

～厚生労働省と環境省が連携し事業場の化学物質管理の取り組みを促進～

令和6年度化学物質管理強調月間実施要綱から、「1. 趣旨」と「2. 期間」を紹介します。

1. 趣旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。また、化学物質による休業4日以上¹の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入したところである。

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月から約2,900物質が規制対象となるが、これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。また、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理させる必要があり、化学物質管理の知見が十分でない第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となる。

また、国際的には、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」（第5回国際化学物質管理会議採択）において、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学術界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において関係省庁が連携し相乗効果を高めていくことが必要である。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、令和6年度化学物質管理強調月間を、以下のスローガンの下で展開することにより、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

2. 期間

2月1日から2月28日までとする。

（注・着色、下線、強調などは筆者が加筆）

～ワンポイント安全衛生～

栃木労働局と（一社）栃木県労働基準協会連合会の共催で、下記の研修会が開催されます。

本号が発行される頃は締め切りとなっていることと思いますが、来年のことでもあるので、お知らせします。

記	
1. 日 時	令和5年2月9日（木）午後2時から
2. 場 所	パルティとちぎ男女共同参画センター (〒320-0071 宇都宮市野沢4-1 Tel 028-665-7700)
3. 講 演	「化学物質管理の大転換～法令準拠型から自律的管理へ～」 (化学物質の新たな自律的管理と事業者の役割) 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター長 城内 博 氏
4. 申込書掲載ホームページ	労働局HP https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage_00806.html 連合会HP www.tochikiren.or.jp/kagakubushitsukanri.html
5. 申込先・問合せ先	(一社) 栃木県労働基準協会連合会 (担当 堀澤) 電話 028-678-2771 FAX 028-678-2775 住所 宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館内

化学物質の自律的な管理に関する自主点検表のQRコードから、内容を確認してください。①ではリスクアセスメント対象物であるかがわかります。

図表—1 化学物質の自律的な管理に関する自主点検表

化学物質の自律的な管理に関する自主点検表



注 意 !!

✓ がつかない場合は、**解説** やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。

① 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（RA）対象物であるかを把握していますか。 解説 化学物質を化学的に合成するほか、混合、蒸留・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。 令和6年4月1日時点のRA対象物は<u>こちらのリスト</u>をご覧ください。 また、令和7年4月1日に約700物質、令和8年4月1日に約800物質が追加される予定です。追加物質については、以下の一覧表を確認してください。 労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付等の義務対象物質一覧 ② 化学物質管理者を選任していますか。 解説 令和6年4月1日からRA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。 化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。 化学物質管理者の選任については、以下のQ&Aの10ページに記載のNo. 2-1-1, 2-2-2をご確認ください。 化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A ③ RAを実施していますか。 解説 リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。 下のQ&Aも参照してください。 Q1-1 <u>なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。</u> Q1-2 <u>リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。</u> 厚生労働省では、RAの実施を支援するため定額別マニュアルの作成を進めています。 次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、右上の□に✓をつけてください。 建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル	④ RAの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。 解説 法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。 下のQ&Aも参照してください。 Q12-1 <u>リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。</u> Q12-2 <u>リスクを低減するためにどのような措置を講ずるべきか。</u> ③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の□に✓をつけてください。 ⑤ 安全データシート（SDS）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。 解説 化学物質を取り扱う労働者が常時SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。 下のQ&Aも参照してください。 Q15-1 <u>入手したSDSを労働者に周知しなければならないか。</u> Q15-2 <u>ラベルやSDSの記載内容を労働者に教育する義務はあるか。</u> ⑥ （保護具を使用している場合）保護具着用管理責任者を選任していますか。 解説 保護具着用管理責任者の選任については、以下のQ&Aの11ページ以降に記載のNo. 2-2-1, 2-2-2をご確認ください。 化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A ⑦ （化学物質の譲渡・提供を行っている場合）ラベル表示を行い、SDS等による通知を行いますか。 解説 化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にSDSの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。 下のQ&Aも参照してください。 Q13-1 <u>SDSはいづれ交付しなければならないのか。</u> Q13-2 <u>ホームページでSDSを提供しても良いか。</u>
--	--

CSP労働安全コンサルタント（Certified Safety Professional Consultant）とは、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者

～会社訪問～

《会社訪問》 今回は、正会員の **株式会社丸当** を訪問しました。

1 会社概要

会社名：株式会社丸当 代表取締役 片浦一幸

所在地：〒322-0017 栃木県鹿沼市下石川 732-22

連絡先：TEL 0289-72-1561 FAX 0289-72-1568 <https://www.kanuma-marutou.com/>

車両等 大型車 9 台（ヒアブ・アームロール・ユニック・平ボディ等）

中型車 4 台（アームロール・パッカー等）

小型車 3 台（パッカー・平ボディ等）

構内・社外重機等

バックホウ 20～30t 級 4 台（マグネット付・ペンチャー付）

バックホウ 10t 級 1 台（グローブ付）

フォークリフト 4.5t 回転 2 台・フォークリフト 2.5t 回転 5 台

2 許可の取得状況

☐ 産業廃棄物収集運搬業（栃木県 0900043865）

☐ 一般廃棄物収集運搬業（許可番号第 86 号 <鹿沼市指令 2013 環 198 号>）

☐ 第 1 種フロン回収業（栃木県第 1-587 号）

☐ 古物商 栃木県公安委員会（第 411050000014 号）

☐ 計量証明事業所（栃木県第 0504 号）



3 事業内容

金属スクラップ売買及び切断、プレス加工、

各種再生原料売買、一般廃棄物収集運搬、

産業廃棄物収集運搬、太陽光発電事業

4 会社からひと言

金属スクラップ買取り・産業廃棄物収集運搬を柱とし鹿沼市及び周辺市町村を中心に事業展開しております。

お客様工場への収集運搬がメインの仕事となりますが、多様な引取り車両を用いた現場引取りや広い構内を活かした持込の受入もやっておりますので、会員の皆様からのお問い合わせ、ご相談お待ちしております。

1949 年の創業以来、細々とではありますが長くこの地域で活動が続けられるのは社員一人一人がしっかりとリサイクルに取り組んで来た結果なのではと考えております。

今後も社員一同、地域に愛される企業を目指して邁進していく所存です。



《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 下水道工事でカドミウムが含まれた土壌の処分



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(役場の方)

A町都市計画課の方から、下水道の管渠工事を委託した業者から工事中にカドミウムに汚染された土が出たがどう処分したら良いか相談されました。どうしたらよろしいでしょうか？

(協会)

発生した土には、どの程度カドミウムを含んでいますか。また、土は重機で掘削したものですか、それともシールド工法で出た泥状のものですか、どのような工事で発生したものですか？

(役場の方)

カドミウムは基準の3倍程度と聞いています。土は重機で掘削して発生したもののようです。

(協会)

建設現場等でシールド工法により発生した場合は、建設汚泥となり産業廃棄物に該当し、重金属や有害物質が基準を超えて含まれる場合は特別管理産業廃棄物として、許可を持っている処分業者に委託処理するということになります。

重機により掘削して出た土の場合は、土、汚染土壌と言うことになりますので、廃棄物処理法に基づく処分ではなく、土壌汚染対策法に基づき処分することになります。

環境省のホームページに全国の汚染土壌を処理できる業者が公表されていますので、処理できる業者を探してください。なお、栃木県内で汚染土壌を処分できるのは、佐野市にあります住友大阪セメント株式会社栃木工場だけです。

いずれにいたしましても、汚染土壌の処理業者と連絡を取り、カドミウムに汚染された汚染土壌の処理が可能か協議してください。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間11万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5.5万円）
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

再生砕石・改良土等も規制対象になります。

許可・届出の必要性は栃木県都市政策課にご相談ください。



令和7年4月1日から、盛土等を行う場合は許可が必要です。

栃木県では、令和7年4月1日に県内全域（宇都宮市を除く※）を規制区域に指定し、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）の運用を開始します。

盛土規制法とは

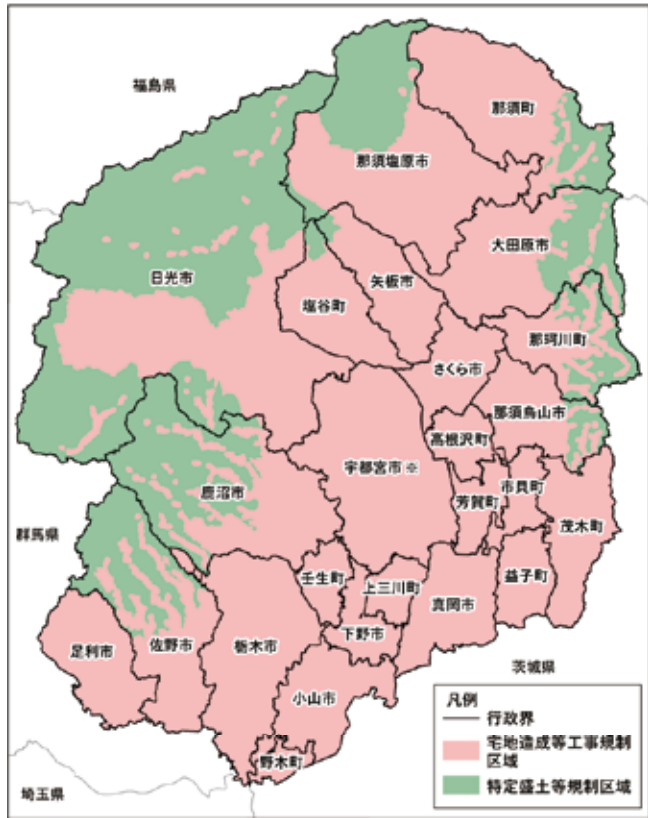
盛土等の安全を確保するための法律です。盛土等に伴う災害から人命を守るため、リスクのあるエリアはできる限り広く規制区域に指定する必要があります。規制区域は以下の2種類があります。

- ・ 宅地造成等工事規制区域
- ・ 特定盛土等規制区域

規制区域に指定されると

盛土等を行う場合は、あらかじめ許可又は届出が必要になります。過去の盛土等も含めて、土地所有者等ができる限り土地を常に安全な状態に維持することが必要です。

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域



※ 宇都宮市は中核市であるため、盛土規制法に基づく事務は市が実施しており、令和6年10月2日に規制区域を指定済です。

許可対象となる盛土等の規模

＜土地の形質の変更(盛土・切土)＞

赤文字 宅地造成等工事規制区域 緑文字 特定盛土等規制区域

■ 宅地を造成するための盛土・切土 ■ 残土処理場における盛土・切土 ■ 太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、 高さが 2m超 5m超 の 崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 500㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

＜一時的な土石の堆積＞

■ 土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 500㎡超 となるもの
イメージ図		

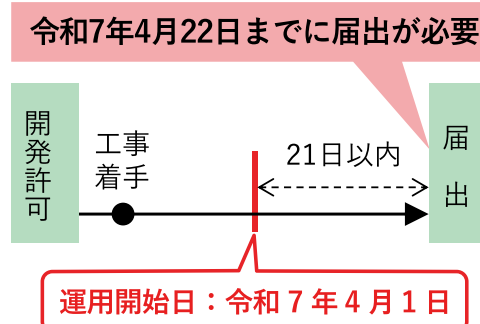
■ 区域指定時点で工事を行っている場合の届出

令和7年3月31日以前に工事着手しており、運用開始日時点も工事中の盛土等については、令和7年4月22日までに届出が必要となります。

➤ 開発許可との関連

都市計画法に基づく開発許可を受けていた場合でも、令和7年4月1日の運用開始日時点で、工事未着手の場合は、開発許可とは別に盛土規制法に基づく許可が必要となりますので、ご注意ください。

なお、令和7年4月1日の運用開始日以降に都市計画法に基づく開発許可を受けて行われる工事については、盛土規制法の許可を受けたものとみなされます（みなし許可）。



■ 許可申請・届出

許可申請・届出は、下記市町にご提出いただくこととなりますが、盛土規制法の適合状況等を事前に確認する必要がありますので、申請等に先立ち、必ず栃木県都市政策課と事前協議（相談）を実施してください。具体的な協議（相談）方法は、下記のホームページをご確認ください。

●相談（審査）窓口

栃木県 県土整備部 都市政策課 盛土安全推進班 tel 028-623-2801

●申請・届出窓口

市町名	担当課名	電話番号	市町名	担当課名	電話番号	市町名	担当課名	電話番号
足利市	都市政策課	0284-20-2168	矢板市	都市整備課	0287-43-6213	芳賀町	都市計画課	028-677-6020
栃木市	環境課	0282-21-2422	さくら市	生活環境課	028-681-1126	壬生町	生活環境課	0282-81-1834
佐野市	都市計画課	0283-20-3100	那須烏山市	都市建設課	0287-88-7118	野木町	生活環境課	0280-57-4131
鹿沼市	都市計画課	0289-63-2215	下野市	都市政策課	0285-32-8909	塩谷町	建設水道課	0287-45-1114
日光市	都市計画課	0288-21-5102	上三川町	地域生活課	0285-56-9131	高根沢町	都市整備課	028-675-8107
小山市	都市計画課	0285-22-9234	益子町	建設課	0285-72-8842	那須町	建設課	0287-72-6907
真岡市	都市計画課	0285-83-8153	茂木町	建設課	0285-63-5621	那珂川町	建設課	0287-92-1118
大田原市	都市計画課	0287-23-8758	市貝町	建設課	0285-68-1117			

※ 那須塩原市は、栃木県都市政策課に直接ご提出ください。

盛土規制法に関する詳細な情報は、以下のホームページを、ご覧ください。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h08/kikaku/moridokiseihou.html>

栃木県 盛土規制法

検索



栃木県 県土整備部 都市政策課 盛土安全推進班

tel 028-623-2801 / fax 028-623-2595

Email : moridoanzen@pref.tochigi.lg.jp

令和7年4月1日（運用開始日）時点で 工事中の盛土等は、届出が必要です。



栃木県では令和7年4月1日に県内全域（宇都宮市を除く※）を規制区域に指定し、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）の運用を開始します。

令和7年3月31日以前から工事に着手しており、運用開始日時点も工事中の盛土等については、**令和7年4月22日までに届出が必要**となります。

届出対象となる規模の工事を行っている場合は、届出の提出をお願いします。

※宇都宮市は中核市であるため、盛土規制法に基づく事務は市が実施しており、令和6年10月2日に規制区域を指定済です。

■ 届出対象となる規模

＜土地の形質の変更（盛土・切土）＞

赤文字 届出対象

緑文字 届出の図面等提出対象

■宅地を造成するための盛土・切土 ■残土処理場における盛土・切土 ■太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、 高さが 2m超 5m超 の 崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの（①～④を除く）
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

＜一時的な土石の堆積＞

■土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

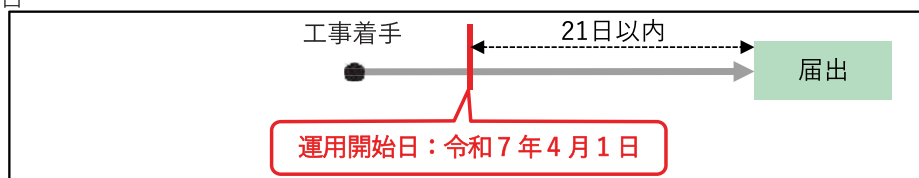
●届出に必要な書類

赤文字 の場合：①届出書

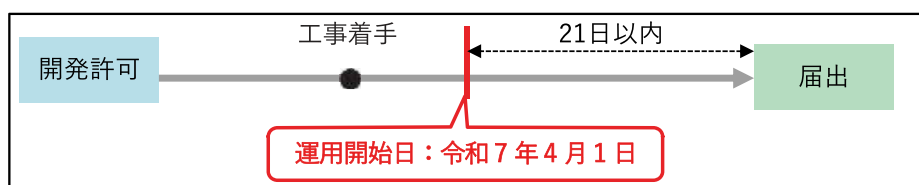
緑文字 の場合：①届出書、②位置図、③地形図、④土地の平面図、⑤写真（届出地及び付近の状況）

■ 届出が必要となる工事

①運用開始前に届出対象となる規模（運用開始前は許可不要）の工事に着手済みで、かつ運用開始時点で工事を行っている場合



②運用開始時点で都市計画法に基づく開発許可を受けており、かつ工事着手済みの場合



■ 届出手続き

届出は、下記市町にご提出ください。

なお、提出の有無等について確認する場合は、栃木県都市政策課に事前相談してください。具体的な相談方法は下記のホームページをご確認ください。

●相談窓口

栃木県 県土整備部 都市政策課 盛土安全推進班 tel 028-623-2801

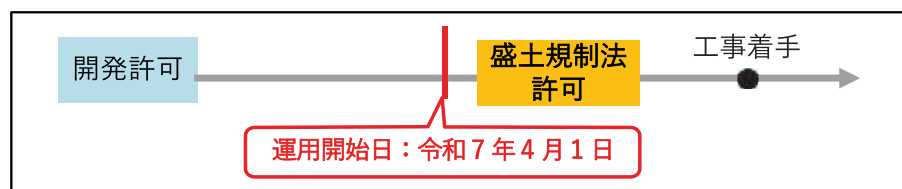
●申請・届出窓口

市町名	担当課名	電話番号	市町名	担当課名	電話番号	市町名	担当課名	電話番号
足利市	都市政策課	0284-20-2168	矢板市	都市整備課	0287-43-6213	芳賀町	都市計画課	028-677-6020
栃木市	環境課	0282-21-2422	さくら市	生活環境課	028-681-1126	壬生町	生活環境課	0282-81-1834
佐野市	都市計画課	0283-20-3100	那須烏山市	都市建設課	0287-88-7118	野木町	生活環境課	0280-57-4131
鹿沼市	都市計画課	0289-63-2215	下野市	都市政策課	0285-32-8909	塩谷町	建設水道課	0287-45-1114
日光市	都市計画課	0288-21-5102	上三川町	地域生活課	0285-56-9131	高根沢町	都市整備課	028-675-8107
小山市	都市計画課	0285-22-9234	益子町	建設課	0285-72-8842	那須町	建設課	0287-72-6907
真岡市	都市計画課	0285-83-8153	茂木町	建設課	0285-63-5621	那珂川町	建設課	0287-92-1118
大田原市	都市計画課	0287-23-8758	市貝町	建設課	0285-68-1117			

※那須塩原市は、栃木県都市政策課に直接ご提出ください。

■ 運用開始時点で未着手の工事

運用開始日時点で工事未着手の場合は、都市計画法に基づく開発許可を受けていた場合でも、盛土規制法の許可を受ける必要がありますので、ご注意ください。



盛土規制法に関する詳細な情報は、以下のホームページを、ご覧ください。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h08/kikaku/moridokiseihou.html>

栃木県 盛土規制法

検索 🔍



栃木県 県土整備部 都市政策課 盛土安全推進班

tel 028-623-2801 / fax 028-623-2595

Email : moridoanzen@pref.tochigi.lg.jp

Highlights of Oku-Nikko in Winter 冬の奥日光の見どころ



華厳ノ滝（水瀑）
Kegan Falls
華厳の滝駐車場徒歩3分
中禅寺温泉バスターミナル徒歩5分



竜頭の滝（水瀑）
Ryuzu Falls
竜頭の滝駐車場徒歩1分
竜頭の滝バス停徒歩2分



湯滝（水瀑）
Yudaki Falls
湯滝バス停より徒歩10分
※雪道用装備必要
※冬期は駐車場は閉鎖



庵滝
Iori Falls
赤沼バス停より徒歩2時間
※スノーシュー等、雪山装備必要



中禅寺湖のしぶき氷
Lake Chuzenji
主な場所 歌ヶ洑駐車場



中禅寺湖のクラゲ氷
Lake Chuzenji
主な場所 中禅寺湖畔



湯ノ湖
Lake Yunoko
湯元本通り湖畔駐車場徒歩1分
湖畔前バス停すぐ



雪上の湯元温泉花火大会
Fireworks in Yumoto Onsen
2025年2月1日（土）
19:30～15分程度
場所 湯ノ湖湖畔



奥日光の星空
The starry sky of Oku-Nikko
主な場所 湯ノ湖 中禅寺湖 戦場ヶ原



スノーシュー
Snowshoeing
主な場所 湯元温泉 戦場ヶ原



光徳クロスカントリースキー場
Kotoku Cross Country Ski Resort
12月下旬～3月下旬
※積雪状況により変動



日光湯元温泉スキー場
Nikko Yumoto Onsen Ski Resort
12月24日（火）～3月31日（月）
※積雪状況により変動

※掲載情報は天候等により中止・変更になる場合がございます



※画像は奥日光フォトコンテスト応募作品より一部引用

公式アカウントはこちら

奥日光グルメ情報



#奥日光へ行こう

『#奥日光へ行こう』をつけて景色、グルメ、アクティビティなど
奥日光の旅の思い出をInstagramで投稿してください。
写真や情報をストーリーや投稿でご紹介させていただきます！



奥日光観光事業振興会



DISCOVER.OKUNIKKO

奥日光の地図

Map of Oku-Nikko

バス停 bus stop

- | | |
|----------------------------|-------------------------|
| 26 中禅寺温泉
Chuzenji Onsen | 40 三本松
Sanbonmatsu |
| 37 竜頭の滝
Ryuzu no taki | 44 湯滝入口
Yudaki Falls |
| 39 赤沼
Akanuma | 46 湯元温泉
Yumoto Onsen |

バス時刻表 Bus timetable



奥日光フォトコン 2025 冬 作品募集!



【応募方法】

1. ご自分のInstagramアカウントを公開設定にする
2. 公式アカウント「@discover_oku-nikko」をフォローする
3. 「#奥日光フォトコン 2025 冬」を付けて投稿する
※撮影場所がわかるハッシュタグを付けてください
4. 応募の締め切りは2025年3月31日(月)までです

【募集作品】

- ・2024年12月21日(土)～2025年3月31日(月)の期間中に奥日光で撮影された写真(動画は不可です)
- ・何度でも応募できますが、入選はお一人様1作品までです
- ※一度の投稿で複数枚の写真がある場合は一枚目のみ対象です

以下のような投稿をご応募ください

- ①奥日光の風景 冬の奥日光の雪景色、滝や湖、山野などの冬の自然風景、冬の神社仏閣など
 - ②奥日光の楽しさ 冬のアクティビティなど奥日光の冬を楽しんでいる姿、冬の奥日光の魅力、楽しさが伝わる作品
 - ③奥日光のグルメ 奥日光の飲食店や宿泊施設でのお食事、おみやげで買った奥日光グルメ、奥日光スイーツなど
- ※グルメ関連は開催期間中に撮影されたものでしたら、特に季節感はありません

【応募資格】

- ・当コンテストへの参加には、Instagramのアプリとユーザーアカウントが必要です
- ・日本国内にお住まいの方に限り、どなたでも応募できます(賞品の発送先は日本国内のみです)
- ・18歳未満の方は保護者の同意を得た上で応募してください
- ・応募規約に同意していただいた方

【賞品・審査・発表・その他】

- ・入選者(16名)に「栃木・日光みやげ詰め合わせセット」を贈呈いたします
- ・奥日光観光事業振興会にて審査し、入選者にはInstagramのダイレクトメッセージにて連絡いたします
- ・入選作品は公式アカウントで発表します。(その際、入選者のアカウントは公開されますのでご了承ください)
- ・投稿いただいた写真は当振興会ならびに関連団体でウェブサイトやパンフレット、SNS等で観光素材として使用する場合があります。(その際、投稿者への個別の利用連絡はありませんので予めご了承ください)
- ・本コンテストはInstagram運営会社とは一切関係がありません

【問い合わせ】

奥日光観光事業振興会事務局(日光市観光協会日光支部内)
TEL 0288(22)1525



公式アカウント



応募規約



栃木県内のまつり・イベント情報(2月・3月)



期日	名称	市町名	場所(集合場所)	問い合わせ	TEL
11月23日(土)～2月28日(金)	倉ヶ崎SL花畑イルミネーション	日光市	市内各所	日光市観光協会	0288-22-1525
11月30日(土)～3月2日(日)	若竹の杜 若山農場 - Bamboo Winter Lights 2024 -[宇都宮市]	宇都宮市	若竹の杜 若山農場(宇都宮市宝木本町2018)	若竹の杜 若山農場	028-665-1417
12月1日(日)～2月28日(金)	わたらせ渓谷鐵道各駅イルミネーション	日光市	わたらせ渓谷鐵道の間藤駅(日光市)～桐生駅(群馬県桐生市)の各駅	わたらせ渓谷鐵道各駅イルミネーション実行委員会	0277-73-2110
12月1日(日)～2月28日(金) 17:00～21:00	まちの駅 新・鹿沼宿 イルミネーション2024	鹿沼市	まちの駅 新・鹿沼宿内芝生広場(鹿沼市仲町1604-1)※屋外	(一社)鹿沼市観光協会(まちの駅 新・鹿沼宿内)	0289-60-2507
1月31日(金)～3月2日(日)	湯西川温泉かまくら祭	日光市	沢口河川敷(日光市湯西川)	日光市観光協会	0288-22-1525
2月1日(土)～3月31日(月)	きぬ姫まつり	日光市	鬼怒川温泉街(日光市鬼怒川温泉)	鬼怒川・川治温泉旅館協同組合	0288-77-1039
2月8日(土)～3月3日(月) ※火曜日休園	桃の節句 つるし雛・雛飾り	日光市	日光田母沢御用邸記念公園	日光田母沢御用邸記念公園	0288-53-6767
2月22日(土)～3月2日(日)	来たけ～・見たけ～・食ったけ～ とちぎでの～んびり あそ雛(びな)まつり	栃木市	蔵の街大通り 他	栃木市商工振興課 栃木商工会議所	0282-21-2759 0282-23-3131
2月23日(日)	大田原藩主墓前祭	日光市	光真寺(大田原市山の手2-11-14)	光真寺	0287-22-2033
2月28日(金)～3月6日(木) 9:30～17:00(最終入場16:30)	日光街道今市宿 牡丹室内庭園	日光市	道の駅日光 日光街道ニコニコ本陣 ニコニコホール(日光市今市719-1)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
3月第1日曜日予定	御田植(おたうえ)祭	足利市	御厨(みくりや)神社(足利市福富町2018)	-	-
3月上旬(未定)	アウトドアデイズIN奥日光	日光市	湯元温泉	日光市観光協会	0288-22-1525
3月9日(日)	弓取り童子	日光市	三所神社(日光市小倉121)	日光市観光協会	0288-22-1525
3月9日(日)	梵天祭	高根沢町	加茂神社(高根沢町桑窪1521番地)	高根沢町観光協会	028-675-8104
3月15日(土)～16日(日)	今市夜市	日光市	報徳二宮神社境内・二宮神社会館	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
3月20日(木)～11月30日(日)予定	さかなと森の観察園開園	日光市	さかなと森の観察園	・さかなと森の観察 ・国立研究開発法人 水産研究・教育機構 日光庁舎	0288-55-0160(開園中) 0288-55-0055(休園中)
3月中旬～(未定)	日光桜回遊	日光市	日光市内(日光駅から世界遺産日光の社寺周辺)	日光市観光協会	0288-22-1525
3月30日(日) 8:00～15:00頃(卵のお返しも同時間で対応)	岩崎観世音堂	日光市	岩崎観世音堂(日光市岩崎1686)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
3月未定	那須神社永代々神楽	大田原市	那須神社(大田原市南金丸1628)	那須神社	0287-22-3281
3月未定	八龍神社例大祭「羽田太々神楽奉納」	大田原市	八龍神社(大田原市羽田846)	大田原市文化振興課	0287-23-3135

※イベント中止等の場合がありますので、お出かけの際は上記にお問い合わせください。

ライフプランコラム「いま、できる、こと」



人生最大のお買いもの、

住宅資金の相場観



いわゆる人生の3大支出(教育資金、住宅資金、老後資金)の中でも、単価という意味で最も高いのが住宅資金です。また、住宅は関連産業の裾野が広いので景気への波及効果も大きい、と言われていいます。だからこそ、細かな条件の変更や追加等があったりするものの、住宅ローン減税という施策が続いているのだと思います。今回は、住宅を購入する・しないに関わらず、我々の生活にとってインパクトが大きい住宅資金について、その相場観を確かめてみましょう！

まず、「いつ、家を買うか？」ですが、一般的に住宅購入の平均年齢は30代と言われていました。私もライフプランセミナーではそのように紹介することが多いのですが、改めて10年前と比べてみると、30代というよりは、今は「アラフォー」や「40代半ば」といったほうが正確かも知れませんね。

■ 初めて住宅を取得した世帯主の年代割合と平均年齢※1

	2013年度調査		
	30代	40代	平均年齢
注文住宅	55%	23%	38.2歳
分譲戸建住宅	56%	27%	38.1歳
分譲マンション	55%	24%	38.0歳
中古戸建住宅	42%	35%	41.2歳
中古マンション	37%	35%	42.6歳

	2023年度調査		
	30代	40代	平均年齢
注文住宅	36%	21%	44.8歳
分譲戸建住宅	48%	26%	38.2歳
分譲マンション	42%	25%	43.0歳
中古戸建住宅	29%	29%	46.7歳
中古マンション	37%	25%	46.7歳

ところで、平均初婚年齢※2は男性31歳、女性29歳、第1子出生時の女性の平均年齢※2は31歳ですので、世帯主を男性とすると、第1子が小学校の頃が住宅取得適齢期になる、というイメージです。また、10年前との比較では、住宅購入者が最も多い30代が減りつつあり、それに伴い平均年齢も上がっています。統計的には団塊ジュニアが40代後半に突入したことも一因かも知れませんが、晩婚化や晩産化の影響も大きいのだと思います。

つぎに、「家はいくらくらい？」は物件次第ではありますが、平均購入資金を見てみると、30代の購入者が多い新築物件で4,000万円超！過去と比較して値上がり傾向にあるようですから、住宅購入を考えている方は、中古物件も選択肢としつつ、自己資金も頑張って1,000万円は確保したいですね。

■ 初めて住宅を取得した人の購入資金と自己資金※1

	2013年度調査		
	購入資金	自己資金	割合
注文住宅	3,948万	1,117万	28%
分譲戸建住宅	3,474万	930万	26%
分譲マンション	3,467万	867万	25%
中古戸建住宅	2,256万	760万	33%
中古マンション	2,112万	894万	42%

	2023年度調査		
	購入資金	自己資金	割合
注文住宅	4,319万	1,261万	29%
分譲戸建住宅	4,290万	1,305万	30%
分譲マンション	4,716万	2,279万	48%
中古戸建住宅	2,983万	1,410万	47%
中古マンション	2,793万	1,338万	47%

※1 出所：国土交通省「住宅市場動向調査～調査結果の概要～」

※2 出所：厚生労働省「令和5年（2023）人口動態統計月報年計（概数）の概況」

会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行っております。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp

*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力

何かご不明な点がございましたら、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

【協会の皆様へ】 ー許可証の変更等についてー

協会の皆様から御提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には、住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので、当協会まで御連絡ください。

□氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL 又は FAX 番号の変更も含む）

□廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更（許可証の写しを添付）及び廃止したとき

ー編集後記ー

早いもので、もう一月が過ぎてしまいました。

立春を過ぎても寒い日が続き、早く暖かくならないか、暖かい春が待ち遠しいです。

先日、栃木県県土整備部土地政策課と環境森林部資源循環推進課の方がお見えになり、「宅地造成及び特定盛土等規制法」について説明を受けました。建設副産物等を原料にして製造した再生骨材等は、原料や製造工程は廃棄物処理法に規制されているが、製造された製品、再生骨材等は、廃棄物処理法で規制されていないので、盛土規制法で一定規模以上のものについては規制対象になり、既に設置されているものについては、4 月以降届出が必要になる。また、4 月以降設置するものは許可になるとの説明でした。届出が必要な方は、忘れずにお願いします。

ー事務局だよりー

☆ 1 月 6 日（月）

栃木県建設産業団体連合会賀詞交歓会が、宇都宮市のホテルニューイタヤにおいて開催され、神山副会長が出席しました。

☆ 1 月 10 日（金）

（公社）全国産業資源循環連合会賀詞交歓会が、東京都港区の明治記念館において開催され、神山・加藤副会長、湯澤専務理事が出席しました。

☆ 1 月 15 日（水）

新年の挨拶のため、山口・神山・加藤副会長、湯澤専務理事、佐久間理事、五月女理事が栃木県環境森林部及び宇都宮市環境部に伺いました。

三役会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、山口・神山・加藤副会長、湯澤専務理事が出席し、次回理事会等について協議しました。